

## 【全ト協助成金】

### 若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成

北ト協へ特例教習の受講、準中型免許の助成金申請をする場合、北ト協の交付要綱の他、下記の内容を満たす会員については全ト協からも助成を受けることができます。ご確認のうえご申請ください。

#### 《助成対象期間》

令和5年4月1日から令和7年2月27日までに受講修了または取得したもの  
(高等学校新卒者等で、入社前の在学中に準中免許を取得した場合も対象)  
(令和5年度中)

※予算に達した場合は、その時点で受付を終了します。

#### 《助成対象》

下記の教習または指定自動車教習所等にかかる費用

- (1) 特例教習の受講
- (2) 準中型免許
  - ① 新規取得
  - ② 5トン限定解除

#### 《助成金交付要件》

- (1) 当該会員が、令和5年4月1日以降に当該従業員を運転者として採用していることとします。
- (2) 運転者が、令和5年4月1日以降に指定自動車教習所等を活用して特例教習を受講修了または準中型免許を取得していることとします。
- (3) 当該運転者は、平成元年6月2日以降の生まれであることとします。
- (4) 当該運転者が、助成金申請時に当該会員事業所に在籍し、運転者として従事していることとします。
- (5) 当該免許取得に係わり、国の助成金の交付を受けていないこととします。

### 《助成額》

会員が指定自動車教習所等に支払った金額のうち、以下の上限額までとします。

項 目	助成上限額
特例教習の受講	受講費用の3分の1 (上限10万円)
準中型免許・新規取得	40,000円
準中型免許・5トン限定解除	25,000円

- ※1 通学費用や自動車運転免許試験場でかかる費用等は対象外です。
- ※2 北ト協と全ト協の助成額計が取得額を上回る場合、全ト協助成額を減額します。
- ※3 従業員等が個人で受講また免許取得費用を支払った場合は対象外となります。

### 《助成限度》

会員1事業者あたり30万円まで

### 《申込方法》

北ト協の様式1、様式1の2及び助成金請求に必要な書類の他に追加して、下記の(1)または(2)のどちらかの書類を地区ト協または北ト協へ郵送して下さい。

(持参可)

(1) 当該運転者の健康保険証(国民健康保険は対象外)の写し

(2) 雇用保険被保険者証等の写し

(会社名・入社年月日が公的に確認できるもののみ)

- ※5 会員事業者の従業員として従事していることの確認のため必要ですので可能な限り申請直前のものを添付してください。

### 《その他の要件等》

北ト協「運転免許取得等支援助成交付要綱」に準じます。